

第3号様式

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社ヒロセ

業者の住所：大分県大分市大字玉沢689-3

2 指名停止措置期間：令和7年8月21日から令和7年12月20日まで（4か月）

3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県

4 事実概要

同社の代表取締役らは、大分市が発注した業務の指名競争入札をめぐり、元大分市議会議員から複数案件の予定価格を聞いた上で入札に参加したとして、令和7年5月23日、大分県警に公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕され、同年6月13日、大分地方検察庁から同罪で起訴されたものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の8

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2	
1～7 略	
(競売入札妨害又は談合)	
8 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕さ、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第10号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴提起を知った日から全ブロックを対象として3か月以上12か月以内
9～14 略	